

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十四号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。）の
項中

法第六条第一項又は第七条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	七、四〇〇円	を
法第六条第一項又は第七条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 法第七条の二第一項の規定による掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料 掘削のための施設等の変更許可申請手数料	七、四〇〇円 一一、〇〇〇円	に、
法第十一条第二項において準用する法第六条第一項又は第七条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	七、四〇〇円	を
法第十一条第二項又は第三項において準用する法第六条第一項又は第七条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 法第十一条第二項において準用する法第七条の二第一項の	増掘のための施設等の変更許可申請	一一、〇〇〇円	

規定による増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	手数料	
法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	三五、〇〇〇円
法第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	七、四〇〇円
法第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉の採取のための施設等の変更許可申請手数料	一一、〇〇〇円

に改め、

同表保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この項において「法」という。）の項中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同表薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）の項中

令第四十六条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設、医薬品販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等の変更の許可証の再交付手数料	二、九〇〇円
--	---	--------

を

令第四十六条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設、医薬品販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等の変更の許可証の再交付手数料	二、九〇〇円
省令第一百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証の書換え交付手数料	二、〇〇〇円
省令第一百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付	販売従事登録証の再交付手数料	二、九〇〇円

に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。